


23長崎看協発第229号
平成24年1月11日

施設会員代表者様

社団法人長崎県看護協会 
会長 氏田 美知子
長崎県看護協会社会経済福祉委員会
委員長 溝越 美恵子

平成24年度 通常総会における
長崎県看護協会会長表彰候補者の推薦について(依頼)

標記のことについて、平成24年度長崎県看護協会通常総会において長崎県看護協会表彰規則(別添)に基づき、表彰いたしますので、貴施設における候補者を、別紙表彰候補者調書により、ご推薦いただきますようお願いいたします。

なお、本会の役員・委員を5年以上お務めいただき、且つ20年以上の会員歴を有する方については、必ずご推薦くださいますようお願いいたします。

記

1. 推薦締切期日 平成24年2月20日(月) 必着
2. 候補者調書 別紙様式により
3. 送付先 〒854-0072 諫早市永昌町23-6
社団法人長崎県看護協会
会長 氏田 美知子 宛

(社)長崎県看護協会 事務局
担当: 小川・中江
電話 0957-49-8050
FAX 0957-49-8056

長崎県看護協会表彰規則

(趣 旨)

第1条 会員又は団体に対する表彰については、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(表彰の基準)

第2条 会員の表彰は、次の各号の一に該当する者について行なうものとする。

- (1) 20年以上社団法人長崎県看護協会（以下看護協会という）の会員であった者又はある者
- (2) 徳行が顕著で他の模範となると認められる者
- (3) 5年以上看護協会の役員、委員の職にあった者又はある者
- (4) 看護業務に顕著な功績があったと認められる者

2 前項の第3号に該当する者については、5年ごとに表彰するものとする。

第3条 団体の表彰は、法人その他の団体で看護の資質の向上並びに看護事業に特に功績があると認められるものについて行なうものとする。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、看護協会長が表彰状及び記念品または記念品料を授与して行なう。

- 2 表彰を受けた者の氏名、功績等は、看護協会が発行する広報誌により公表するとともに表彰者名簿（別記様式）に登載する。

第5条 表彰を受ける者が、表彰前に死亡したときは、その表彰状及び記念品又は記念品料は遺族に授与する。

(表彰の期日)

第6条 表彰は、毎年、総会（6月）の日に行なう。ただし、特別の理由があるときは、変更し、又は随時に行なうことができる。

第7条 表彰者の推薦及び選考等表彰に関する重要な事項は、理事会が当る。

(待 遇)

第8条 表彰を受けた者に対しては、看護協会が行なう儀式又は会合で相当の待遇をするものとする。

- 2 表彰を受けたものが死亡したときは、弔慰を表すものとする。

(待遇の停止)

第9条 表彰を受けた者が、刑に処せられ、又は体面を汚す行為があったときは、
第4条第2項に規定する表彰者名簿から削除するとともに以後前条の待遇を停止する。

(委 任)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、昭和61年6月1日から施行する。

この規則は、平成5年12月1日から施行する。

社団法人 長崎県看護協会
表彰候補者調書

下記の者を社団法人長崎県看護協会表彰規則に該当する者と認め推薦いたします。

施設名 _____ 代表者名 _____ ㊦

氏 名	大正 年 月 日生 才 昭和					
被推薦者 連絡先	〒 Tel () -					
職 能	保 ・ 助 ・ 看 (該当職能を○で囲む)					
看護業務従事年数			勤 務 先			
年 月 ～ 年 月 計 年 月						
会 員 歴 年 月 ～ 年 月 年 月 ～ 年 月 年 月 ～ 年 月 計 年 月						
県看護協会			支 部			
県協会・支部役員委員歴	年月～年月	年月	役員委員名	年月～年月	年月	役員委員名
特に推奨に価する功績 (第2条第4号の該当者)						